

## 昨年度の空家等対策協議会での主な意見

### 計画全般について

- 物件を持たれている方が一步踏み出せるよう、取組の市民周知が必要。
- 民間事業者のメリットにもなるよう、意見を取り入れ、よりよい制度につなげていただきたい。民間活力の活用を強化していただきたい。

#### →参考資料 1 (金融機関との連携協定)

空家、特定空家は区・地域によりばらつきがあるので、区で、モデル事業を発案・実行していくよう区長会にお願いしたい。効果のあるものを全市展開してほしい。

- 住之江区の成果がある取組を、早い段階で各区民あるいは大阪市民に説明してほしい。
- モデルケースを積極的に推進し、成果があがったものは全市に広げていくべき。

#### →参考資料 3 (大正区重点の横展開)

#### 参考資料 4 (住之江区重点の横展開)

### 空家等対策の推進に係る協定について

- まず団体のほうに空家情報を提供し提案してもらうスキームであるが、所有者側からすると意向もないのに勝手に提案された等のトラブルになるのでは。
- 情報の提供量が少ない。空家を持っておられる所有者の方へのある程度の打診を踏まえてから情報をいただくほうがよい。
- 空家所有者へのある程度の打診を踏まえてから不動産団体に情報提供する等、空家所有者への初動について再検討してほしい。

#### →参考資料 2 (不動産団体との連携協定)

### 特定空家等への対応について

- 危険度が低い段階で取り得る手段（財産管理制度の活用）についても整理すべき。

#### →参考資料 5 (財産管理制度の活用)

## 危険度 1 の特定空家等への対策について

- 危険度 1 でも第三者に危害を及ぼすおそれがあるかないかというのは、きちんと数を取られたほうがいい。
- 第三者に危害を及ぼすものに関しては、危険度が 1 であっても、もう少し力を入れる方向で今後検討してもいいのではないか。
- 第三者に危害を及ぼすものに関しては、危険度が 1 であっても独立して区分したほうがよい。

→資料 3 - 1

## 相続について

- (在日外国人を含む) 相続に関する予防的、中長期的な観点からの検討が必要。
- 相続登記の義務化にかかる法案が成立すれば、市民への広報を積極的にしてほしい。

→話題提供